春秋國人考

吉本道雅

【要約】研究史上、春秋期の社会は世族と「國人」との関係及びその変質過程に於て説明されることが一般であったのだが、私見に拠れば「國人」の具体的内容及び「國人」と世族との人的結合関係の性格は必ずしも的確には把握されていない。かかる錯誤は主に基本史料たる『左伝』の個々の記事に於ける記者の関心の所在が充分に考慮されていないことと、『左伝』とは異質な史料の無批判な使用に由来する。本稿は『左伝』及びそれとの同質性或いは同時代性が或程度保証された史料に使用対象を限定し、以下の構成で「國人」をめぐる諸問題を考察する。第一章では「國人」の身分的内容が、第二章では「國人」の軍事上の役割及びその経済的基盤が確認される。第三章では前二章の所見を踏えつつ、「國人」と世族との人的結合関係の具体像が解明される。以上の考察を経て、春秋期の多様な人的結合関係を歴史的に評価するための、初歩的な展望が提示されるであろう。

史林　六九巻五号　一九八六年九月

序論

春秋時代を扱った最も基本的な文献史料が『春秋左氏伝』、通称『左伝』であることは誰しも認めるところであろう。文献史料の例に漏れず、『左伝』もその記述がおわる前五世紀半から大分後代、おそらくは前四世紀半になって最初の編纂がなされたものであり①、戦国期の観念による潤色が少なからずあることは当然予想される。だが、それにも関らず、『左伝』には文体や用語の点からいって春秋期の出土史料に共通する部分が少なからずあり②、その限りに於て『左伝』は西周金文との共通点が見出せる『詩』・『書』の一部に次ぐ中国最古の文献であるといえる。

春秋期の社会を研究する上で、『左伝』にみえる集団や関係に関する社会史――政治・法制・経済等の多様な側面より社会集団の分析を行なうという意味での――的語彙を可能な限り正確に把握していくことが不可缺の作業であることは言を俟たないが、私見に拠れば、研究史に於て極めて重要な語彙の理解が適切に行なわれず、延いては当該社会の歴史的評価に歪曲をきたしてしまった例が少なからずあるように思われる。

かかる誤謬の原因としては、第一に『左伝』の文献的な性質――より具体的には『左伝』の個々の記事における関心の所在――が充分に考慮されていないことがあり、第二に、『左伝』とは異質の例えば『周禮』なり『國語』斉語[3]（以下「斉語」の如く略記する）なりといった史料との無批判な吻合――それは全ての経書を同列に並べて説明を施す訓詁学以来の伝統的な方法論的誤謬である――が挙げられる。

以上の観点を踏え、本稿は「國人」をその分析の中心的課題とするが、まず方法上の鉄則として、『左伝』を中心的に用い、それに加えて、『左伝』との史料的な同質性乃至は同時代性が保証される史料――すなわち『國語』の周語・魯語・晉語・楚語と『論語』――に限ってこれを用いることとする。『國語』のこれらの諸篇は『左伝』に加筆した部分もあり、従ってその成立は『左伝』より降るものと思われるが、それにも関らず『左伝』に重復する部分が少なからずあることが、『左伝』との同質性を保証する。『論語』は論者[4]に拠れば孔子の直弟子やその同時代人の伝承を編纂したものとされ、戦國諸子よりはかなり古い。かつ『左伝』に共通する用語法も少なからずみえる。その限りに於て『左伝』の春秋末期の記事との同時代性が保証される。

「國人」は何故に問題とされねばならないのか。春秋期の歴史的評価に就いて通説的乃至は古典的地位を占めるのが増淵龍夫氏の一連の業績[5]である。春秋期の社会に対する氏の理解の重要な部分が、世族――氏は「卿・大夫」と称するが氏が指示される具体的内容は「世族」であることがほとんどである――と「國人」との関係及びその変質過程に於て成立していることは周知のことである。然るに、私見に拠れば「國人」の具体的内容及びその存在形態に対する氏の理解は、必

ずしも正確ではない。そのため「國人」と世族との関係を論ずるに際して考慮さるべき記事が利用されず、延いては春秋期の社会に対する氏の歴史的評価それ自体を或部分に於て諒解しがたいものとしている。

かかる立場に基き、本稿は次の如く展開される。第一章では「國人」が当時の身分制のどの部分に重なるのかという問題を中心に、「國人」の本来的な内容と、具体的な史料に現われるより特定された内容とを確認する。第二章では「國人」の軍事上の役割及びその経済的基盤を解明し、以て「國人」の当時の社会に於ける存在形態を確認する。「國人」のうちとりわけ士――増淵氏は士・工・商を「國人」の内容とするが、或場合には士を専ら「國人」と等置される⑥――の存在形態に就いては『左伝』に具体的言及がなされることはほとんどない。そこで増淵氏は『周禮』・『禮記』・斉語等を延用するという方法的矛盾に陥っておられる。第二章ではこれに対する批判として『左伝』等によって確認される限りの状況――非常に乏しく其故に第二章に些か蛇足めいた印象をもたれるやも知れぬことを預めお断りしておく――が提示される。第三章では前二章の所見を踏えて「國人」と世族との間に成立する人的結合関係の具体像が解明される。「國人」の具体的内容に対する筆者の理解に基き、増淵氏が考慮されなかった記事が利用される。以上三章の考察を経て、春秋期の多様な人的結合関係を歴史的に評価するための――増淵氏とは或部分に於てかなり異った――初歩的な展望が提示されるであろう。本稿で以下「通説」と称するは特に断らぬ限り増淵氏の見解である。

① 新城新蔵(a)・(b)

② 山西省侯馬・河南省温県より出土した前五世紀初頭の載書は、『左伝』所見の載書に文体的に共通する部分をもち、かつ新しい。吉本道雅(a)・(b)参照。

③ 例えば、斉語所見の「参國伍鄙」の法の兵制は専ら歩兵を対象としたものであり、『左伝』所見の軍制に不適合である。

④ 木村英一

⑤ 増淵龍夫(a)～(c)

⑥ 増淵氏の「國人」の定義に若干の混乱がみられることは宇都木章氏が、既に言及しておられる。其他、本稿には宇都木氏の示唆的な研究に啓発された論点が多いことをお断りしておく。

第一章　「國人」の内容

本章では「國人」の具体的内容を当時の身分制との関係を考慮しつつ確認する。

春秋期に於て城壁に囲まれた聚落は「邑」と汎称された。『左伝』等にみえる邑は凡そ三等に分けられる。（一）「國」：諸侯の居住する邑。（二）「都」：「國」以外の邑で特に重要なもの。（三）「鄙」：「國」・「都」以外の一般の邑は単に「邑」と称され、或いは「鄙」と称される。[1]

「國人」は第一に「國」の成員と「國」の支配の及ぶ「國」以外の「疆域」――「國」以外の「鄙」と原野（「野」）とから成る――の成員との区別を意識した表現である。『左伝』定公十二年（以下「定十二」の如く略記する）で、魯の「國人」が「費人」（費は魯の「鄙」）と区別されている事例はそのことを示している。

次に「國人」と関連する魯人・晉人等の「國号・人」なる表現を検討しよう。

かかる表現が第一に特定の「國」と他「國」との区別を意識したものであることはとりあえず諒解されよう。ここで確認すべきは「國号・人」が、その「國」の疆域のどの部分の成員を指すのかという問題である。「國号・人」が「國人」と互換される事例[2]は、「國号・人」が「國」の全疆域の成員を漠然と汎称するのではなく、「國」の成員に限定して用いられるという原則を予想させる。この推測を支持する材料は『左伝』等に散見する。

魯の陽虎が出奔する際の記事に次の如くある。

(1)　陽虎、甲を説きて公宮に如き、宝玉・大弓を取りて以て出づ。五父の衢に舎る。……其の徒曰く、「追其れ将に至らんとす」と。虎曰く、「魯人、余の出づるを聞き、死を徼せしに喜ばん。何ぞ余を追うに暇あらんや」と。（定八）

「五父之衢」は魯國の城壁の近傍である。ここにいう「魯人」は陽虎が脱出してきた「國」の成員を指す。「魯人」が魯の疆域の全成員を指すのであれば、「追」という表現は成立しない。

一体、魯・晉などの國号が具体的に指し示す空間は、より厳密には「國」に合致する。

(2) 初め、曹人の或るもの夢みるに、衆君子、社宮に立ち、曹を亡ぼさんことを謀る。曹叔振鐸、公孫彊を待たんことを請う。之を許す。旦にして之を曹に求む。之れ無し。……曹伯陽の位に即くに及び、田弋を好む。曹の鄙人（曹鄙人）公孫彊、弋を好む。……（曹伯）之を説び、……司城として以て政を聴かしむ。（哀七）

ここに見える「曹」が曹國を指し、「曹鄙」を含む「國」以外の曹の疆域を排除することは明らかである。また、

(3) 斉侯曰く、「魯人、恐るるか」と。対えて曰く、「小人は恐る。君子は則ち否らず」と。（僖二十六）

なる記事の「魯人」を魯語上は「魯國」に作る。かる置換は、「魯人」が「魯國」の成員、すなわち魯の「國人」に合致してはじめて成立する。

以上、「國人」及び「國号・人」の指示する内容が合致することが一応確認された。

次に、春秋期の身分制に於てこれら「國人」及び「國号・人」が占める位置が検討されねばならない。『左伝』に散見する記事③を整序すると、春秋期の社会集団は身分制の観点より次のように序列される。

㈠王・諸侯　㈡卿・大夫（併わせて「大夫」と汎称される場合もある。こうした場合の「大夫」を以下「広義の大夫」と称する）

㈢士　㈣庶人　㈤工・商　㈥皁・隷などの隷属者

ここで用いた記事は、そのほとんどが、具体的な事件を契機に、その事件を評価する基準として社会的な原則が説かれる場面にみえるもので、編纂物たる『左伝』としては後代の潤色を最も被り易い部分である。これらの記事を以て春秋期の実際の身分制を固定的に考えることは戒められねばならない。これらの枠組は『左伝』なる完結した世界の中でのみ矛盾なく妥当するものであるに過ぎない。とはいえ、春秋期の身分制の全体像は『左伝』以外によっては当面求めえないのであるから、いわば過渡的な作業として、かかる枠組を採用することは認められよう。

これら各身分の史料への現われ方を確認しておく。王・諸侯を別にすると、『春秋経』（以下『経』と略記する）に具体的

な個人名が記されるのは、有力な「國」[4]の卿及び大夫の上層[5]に限定される。『左伝』等に主に登場するのもこの階層に属する人々である。かれらは複数の父系分族を擁する「氏」の宗主乃至はそれに次ぐ有力者であることが一般である。春秋期を通じて、かれらの属する「氏」は一「國」に十「氏」程度であり、各々の「氏」のとりわけ宗主に関しては数世代に渡る系譜の復元が可能である。つまり「國」の官職のより高い部分がこれらの「氏」に世襲的に独占され、史料に登場する機会が多いからである。その意味でかれらが属する「氏」は「世族」と称しうる。

大夫の全てが世族の成員であるわけではない。一「國」の大夫の員数に就いては、曹の如き小國で三百名の大夫がいたという事例[6]がある。世族は多く見積っても一「國」に十「氏」程度であり、またとりわけ有力な一「氏」に十名程度の卿・大夫が存在したむしろ特殊な事例[7]を仮に一般化しても、この三百名のうち世族の成員たりうるのは、十「氏」各十名で百名程度であるに過ぎない。要するに世族に含まれるのは大夫の上層のごく一部分であって、それ以外にかなりの員数の下層の大夫が存在したと考えるべきである。この推測は世族の成員以外の『左伝』に個人名を記される人物のうち、注釈が大夫だと判断するものがあることからも傍証される。

『左伝』等に於て具体的な個人名で記されるのは、ほぼ世族（の宗主たる卿及び大夫の上層——以下煩雑なのでかれらを「世族」と称することにする——）以上に尽きる。大夫の下層・士は、時にほとんど偶然的に個人名が記されることがあるものの、匿名の社会集団として記されることが一般である。更に庶人以下に関しては具体的に登場することさえほとんどない。要するに『左伝』の視点は世族のそれであるといっても過言ではない。大夫の下層以下に対しては世族の関心の及ぶ範囲に於て偶然的に言及されているに過ぎないのである。

こうした史料の関心の偏在を念頭におきつつ、次に「國人」・「國号・人」がどの身分に重なるのかという問題を検討したい。

まず「國号・人」に就いて。

第一に、『左伝』に於て卿であることが確認されるにも関らず、そうした人物が『経』に於て「國号・人」と記される事例がある。践土の会（僖二十八）以降、春秋期の「國」間の関係を規定する晉の霸権が確立し、卿が軍旅会盟等の外交を処理するようになる。かかる趨勢を反映して、『経』では卿の個人名を記すことが通例となり、其故に卿の個人名を記さず「國号・人」と記すことが「貶」の意をこめた記述と看做されるようになる。その最初の事例が次のものである。

(4) （僖二十九経）王人・晉人・宋人・斉人・陳人・蔡人・秦人に会し、翟泉に盟う。（左伝）公、王子虎・晉の狐偃・宋の公孫固・斉の國帰父・陳の轅濤塗・秦の小子憖に会し、翟泉に盟う。……卿の書されざるは、之を罪するなり。

卿が魯侯（公）と会盟したことが非禮のふるまいだとして『経』はこれらの卿を貶して個人名を記さず「國号・人」と記したのだ、と『左伝』は説明するわけである。

第二に、『左伝』に於て諸侯であることが確認されるにも関らず、『経』に於て「國号・人」と記される事例が宣五以前に十二例ある。最初の事例は次のものである。

(5) （荘二十八経）斉人、衛を伐つ。（左伝）斉侯、衛を伐つ。

卿の場合に異なり、諸侯を「國号・人」と記す『経』の事例に就いて、『左伝』には説くところがないが、これも卿の場合に同じく「貶」によるものと判断される。[8]

然らば、抑も諸侯・卿が「國号・人」と記されることが「貶」となるのは何故であろう。「國号・人」が諸侯・卿を含まぬより低い身分を指すからだとする仮説は成立しない。何故ならば、『経』の如き毀誉褒貶の記法をとらない『左伝』に於て卿・大夫が「國号・人」に含まれることが具体的に確認される事例[9]があるからである。

また、具体的な内容は確認できぬものの、「國号・人」が実際にはその「國」の卿・大夫を指すと判断される事例は多い。「國号・人」が他「國」の存在を意識した表現であることは先に述べたが、「國号・人」が用いられるのは、その「國」の他「國」に対する外交の場がほとんどである。「國号・人」は自「國」の他「國」に対する政策を決定するものとして

登場する。「國」の政策決定が、日常的には卿・大夫の独占に係ることを考慮するならば、こうした「國号・人」は卿・大夫を指すものと判断して支障ない。

かく考えてくると、『経』が諸侯・卿を「國号・人」と記すことが「貶」となることの具体的な意味が明らかになる。すなわち、諸侯の爵や卿の個人名が記されない、という正にその事実が「貶」となるのである。「國号・人」が重なる身分を検討するという本節の目的に即して換言するならば、如上の分析の過程で、諸侯・卿・大夫が「国号・人」に含まれることが明らかとなった。

次に検討すべきは、士以下のどの部分が「國号・人」に重なるのかという問題である。これを考える好箇の手掛りを提供するのが、(3)の「魯人」が「君子」・「小人」に分割される事例である。『論語』に於て「君子」・「小人」が道徳的見地に基く人間類型として対比される事例は改めて指摘する必要もない。『左伝』・『國語』にもこうした用例[10]は多いが、一方で、「君子」・「小人」の身分呼称としてのより本来的な用法が散見する。

(6) 命を犯すこと有れば、君子は廃し、小人は降さん。(昭六)

これは楚の公子棄疾が晉に聘する途中、随行者に対してなした「誓」である。この「君子」・「小人」は規約の侵犯に対する二種の制裁それぞれの対象であり、これらが道徳的枠組ではなく、身分的なそれであることは明らかである。

この「君子」の身分的内容は、それに対する制裁である「廃」が『左伝』等に於て一般的に対象とする身分を確認することによって知りうる。「廃」は第一に諸侯、その後継者たる大子、或いは諸侯の正式の配偶者たる「夫人」の身分剝奪を意味する。それ以下の身分で「廃」の対象となるのは、卿或いはその後継者がほとんどである。[11] また晉の輿尉(卿に次ぐ大夫の職)[12]が「廃」された事例(襄三十)がある。「廃」の対象は要するに卿・大夫以上である。このことより、身分呼称として「君子」・「小人」が対比される場合、「君子」は卿・大夫と、「小人」は士以下と少なくともその一部分に於て重なることが諒解されよう。

「小人」に就いて更に検討してみよう。(6)の「小人」に対する制裁である「降」が身分制に関わる用例を『左伝』に求めると、卿・大夫が「降」した結果、隷属者となったという事例[13]がある。「降」を隷属者にされることだと一義的に解しうるならば、「降」が制裁たりえ、「君子」と区別される「小人」とは身分的に士・庶人・工・商のある部分に重なるといえる。ところが、一方で卿が大夫に降格されることを「降」と称する事例[14]もあるので、「降」の用例を以て「小人」の身分を確定することは断念せざるをえない。そこで、「小人」の性格をより具体的に示す事例を求めると、次の如きものがある。

(7) (イ)晉侯、郤乞をして瑕呂飴甥に告げ、且つ之を召さしむ。子金、之を教え言いて曰く、「國人を朝せしめて君命を以て賞せよ。……」と。衆、皆哭す。……呂甥曰く、「君、亡をこれ恤えず、而して羣臣を是れ憂う。恵の至りなり。将た君をいかんせん」と。衆曰く、「何を為さば可となるか」と。対えて曰く、「征繕して以て孺子を輔けん。……」と。衆説ぶ。晉、是に於て州兵を作る。

(ロ)晉の陰飴甥、秦伯に会して王城に盟う。秦伯曰く、「晉國和するか」と。対えて曰く、「和せず。小人は其の君を失うを恥じて、其の親を喪うを悼み、征繕を憚らずして以て圉を立てんとす。曰く、必らずや讎に報いん。寧んぞ戎狄に事えんやと。……」（僖十五）

(イ)の「國人」・「衆」が(ロ)の「小人」に相当することは明らかである。とりあえず「小人」が兵役を負担し、諸侯の廃立にも関与することが確認される。

「小人」の身分的内容を直ちに確認することはできないが、以上の行論より士以下の兵役を負担するものの少なくともある部分と「小人」とが重なることは諒解されよう。「國号・人」の身分的内容に就いていえば、諸侯・卿・大夫に加えて、更に士以下の兵役に服する部分がこれに重なることが明らかとなる。また、このことは、ある「國」の兵員を「國号・人」を以て汎称する事例[15]によっても支持される。

次に「國人」に就いて。

卿・大夫が「國人」に含まれる事例[16]がある一方で、「國人」と「民」とが互換される事例もある。

(8) 是に於て陳乱る。文公の子佗、大子免を殺して之に代わる。公、疾病す。乱作る。國人分散す。……陳乱る。民、鬬心有る莫し。

（桓五）

(9) 楚の公子午、令尹と為る。……以て國人を靖んず。君子謂く、楚、是に於て能く人を官す。人を官するは國の急なり。能く人を官すれば、民、觀心なし。（襄十五）

(10) 鄭の子展卒す。子皮、位に即く。是に於て鄭饑えて未だ麦に及ばず。民病む。子皮、子展の命を以て國人に粟を餼る。戸ごとに一鍾。是を以て鄭國の民を得たり。（襄二十九）

(11) 鄭の子産、丘賦を作る。國人、之を謗る。……子産曰く、「……民は逞しうすべからず。度は改むべからず、……」と。渾罕曰く、「……民、各の心有り。何ぞ上のこれ有らん」と。（昭四）

(12) 葉公も亦た至る。北門に及ぶ。或るもの之に遇いて曰く、「君、胡ぞ胄せざる。國人、君を望むこと慈父母を望むが如し。盗賊の矢、若し君を傷けなば、是れ民の望を絶つなり。……」（哀十六）

これらの事例より「民」と「國人」とが少なくともその一部に於て重なることが諒解される。(11)にみえる「上」・「民」の対比は『論語』にも頻見するところであり、また、この記事から政策を決定するものとそれに服するものという両者の性格が一応確認される。こうした「上」・「民」の関係は、

(13) 卿・大夫は序を以て之を守り、民は是を以て能く其の貴を尊ぶ。（昭二十九）

とある場合の「卿・大夫」・「民」の関係に合致する。「民」とは身分制の上では士以下のある部分に相当すると考えられる。

ここで先の「國人」と重なる「民」とは「民」のどの部分であるのかという問題を考えてみたい。

一体、「使民」・「用民」という表現の頻見をみてもわかるように、『左伝』等に於て「民」は「上」の使役を被るものとされる。その具体的な使役は、㈠力役　㈡兵役　に大別される。㈠の実例には次の如きものがある。

(14) 時に民を用う。時を犯すこと無からんと欲す。（成十八）

(15) 事を作すこと不時にして、怨讟、民に動けば、則ち非言の物にして言うこと有り。今、宮室崇侈にして、民力彫尽し、怨讟並びに作る。（昭八）

(16) 冬、郎囿を築く。時なるを書するなり。季平子、其の速かに成らんことを欲す。叔孫昭子曰く、「……焉ぞ速かに成るを用いん。其れ以て民を勦れしむるなり。囿なきも猶お可。民なくんば其れ可ならんか」と。（昭九）

力役に関して「民」を徴発する場合、「時」つまり農閑期の考慮が往々にして言及される。これは、力役に関与する「民」が農業に従事していたことを示唆する。「民」という言葉は用いられていないが、

(17) 冬、防に城く。事の時なるを書するなり。是に於て将に早に城かんとす。臧武仲、農事を畢るを俟たんことを請う。（襄十三）

(18) 宋の皇國父、大宰と為る。平公の為に台を築く。農功に妨げあり。子罕、農功の畢るを俟たんことを請う。公、許さず。築者謳いて曰く、「沢門の皙、実に我が役を興す。邑中の黔、実に我が心を慰む」と。（襄十七）

などは、農業に従事するものが、農閑期に徴発され、力役に携った好箇の例証である。身分制との関連でいえば、「其庶人力於農穡」（襄九）なる記述より、農閑期に力役を課せられる「民」が少なくともある部分に於て庶人に重なることが確認される。

一方、㈢の実例としては

(19) 宋の殤公立ち、十年にして十一戦。民、命に堪えず。（桓二）

(20) （曹劌）、何を以て戦うやを問う。公曰く、「衣食の安んずる所、敢て専にせざるなり。必ずや以て人に分かつ」と。対えて曰く、「小惠未だ徧ねからず。民、従わざるなり」と。（荘十）

などがある。ここで「國人」の「民」と重なる部分が、この㈠・㈢の「民」のいずれに重なるのかを考えてみると、(14)～(16)等、力役を負担する「民」が「國人」に換言される例が一つとしてないのに対し、(8)～(12)等、「國人」と互換される「民」に就いてはそのほとんどが軍事力を行使するものとして記されている。つまり、「國人」は㈠の「民」とは重なら

ず、㈢の「民」と重なることが確認されるわけである。抑も、「國人」を農業・力役に従事するものとして記述する事例が一つとしてないという事実は「庶人」が「國人」に含まれず、一般に「國」の城壁外に居住するものと看做されていた事情を示唆する。⒅で「築者」と記される農閑期の力役に携わる庶人と推定されるものが、卿たる子罕を「邑中之黔」と呼んでいることも、かれら自身が「國」の城壁外に住んでいたことを示している。

以上の検討の過程で、「國人」との重なり方から、力役を負担する「民」と兵役を負担する「民」の具体的内容が別個のものであることが予測されるに至った。力役を負担する「民」が身分的には「庶人」に重なることは既に述べたが、一方、兵役を負担する「民」が士・工・商のうち士に重なる、少なくとも士が最も強く意識されていること[17]はとりあえず諒解されよう。

更に、「國人」の「民」に重なる部分は⑺㈡の「小人」に重なる。ここに見える「小人」は「國人」のうち「君子」（卿・大夫）を除き、兵役を負担する部分、すなわち士にほかならない。

次に、「國人」が工・商を含む事例がある。

㉑ 衛侯、晉に叛かんと欲す。……大夫曰く、「苟しくも益有りて、公子則ち往かば、羣臣の子、敢て皆羈絏を負うて以て従わざらんや」と。将に行かんとす。王孫賈曰く、「苟しくも衛國に難有らば、工・商も未だ嘗て患と為さずんばあらず。皆をして行かしめてのち可なり」と。……公、國人を朝す。（定八）

一体、工・商に対する『左伝』等の関心は稀薄である。「民」の「上」に対する負担が力役と兵役にほぼ限られ、工・商の荷うべき独自の役割がほとんど言及されないという状況は「上」が関心をもつ「民」から工・商が缺落していることを示している。史料に具体的に登場する「國人」の中に工・商の存在を窺うことは一般に困難なのであるが、㉑は「國人」が工・商をも含むことを示唆するほぼ唯一の事例である。また㉑では「大夫」（広義）が「國人」と区別されている。同様の事例としては、

㉒ 其の大夫に能くせずして君祖母に至り、以て國人に及べり。（文十六）

がある。これら卿・大夫を除いた「國人」は、先の「國人」が「民」に換言される用例に準ずるものといえよう。

以下、「國号・人」・「國人」の具体的な内容に就いて本章で得た所見をまとめ、小結としたい。

㈠ 「國号・人」・「國人」の指示する内容は合致する。これらの称謂は本来的には「國」の成員の汎称以上の意味をもたない。

㈡ 但し、「國号・人」・「國人」が史料に於て具体的に用いられる際、その内容には若干の偏差がある。これはそれぞれの称謂が用いられる場の相違に由来する。すなわち、「國号・人」は他「國」を意識した表現で、ある「國」の他「國」に対する政策を決定するものとして登場する。従ってその具体的内容は、世族、乃至は卿・大夫であると判断される場合が多い。一方、「國人」は「國」内にその場を限定した記事に登場することが多く、世族が具体的な個人名で記される場合には、それより身分の低い「國」の匿名の成員を指す。工・商の役割が示唆される事例は乏しく、従って「國人」の具体的な内容は大夫の下層・士を指すと判断される場合が多い。

㈢ 「國号・人」・「國人」の具体的な内容として確認される「國」の成員を身分呼称の複数の系列に関連附けて列挙すると、次の様になる。

㈠ 諸侯：但し、『経』の宣五以前の部分に限定される。

㈡ 卿・大夫の上層：世族

㈢ 大夫の下層

：㈠～㈢は「上」に合致する。

㈣ 士

㈤ 工・商：具体的な事例は乏しい。

：「君子」が㋺・㋩に「小人」が㋥・㋭に合致するとは厳密には断言しえないが、少なくともある一部分に於て重なることは確認しうる。また「上」の対語たる「民」は㋥以下に重なる。

㋣　庶人は「國人」とは重ならない。これは、農業に従事し、農閑期の力役を負担する庶人が「國」の城壁外に居住することを示唆している。また隷属者と「國人」との関係に就いては、判断を下すだけの材料がない[18]。

以上の所見から「國人」への通説的理解[19]に対し、次の批判が可能となる。

通説的理解は、後述の世族間の抗争にみえる「國人」を主要な分析対象としているが、「國人」を身分制に於ける士・工・商に等置し、そうした意味での「國人」と卿・大夫との間の関係に春秋期の社会構造をよみとろうとしている。こうした理解が、世族と卿・大夫との無意識的な等置に由来することは明らかである。ところが既述の如く、大夫のうち世族に属するものは、その最上層に限られるのであって、同じ記事の中で「大夫」が特に「國人」と区別されていない場合、世族抗争に所見する「國人」には世族ならざる大夫の下層が含まれていると考えられる。更に「國人」が世族をも含む場合があることは既に指摘した通りである。

以上の考察により、「國人」を士・工・商と、――或いは工・商に対する『左伝』の関心の稀薄さを以て士と――等置する通説のあり方は原則的には否定される。「國人」の分析に際しては、「國人」と記される個々の記事に於ける、その具体的な身分的内容が考慮されねばならない。

また、第三章では、世族と区別された場合の「國人」――より具体的には大夫の下層・士――と世族との人的結合関係が検討の課題となるわけだが、そうした場合の「國人」の身分的内容をかく具体的に確定することによって、当該身分のものが登場するものの、それが「國人」と記されていないために従来「國人」の分析には利用しえなかった記事を用いることが可能となったわけである。

① 松本光雄参照。楊寛(a)には経学的議論を踏えたより詳しい整理がなされている。増淵龍夫(c)は「鄙」を「國」外の原野と解するが、襄三十「子産使都鄙有章」と「都」・「鄙」が並列されることや襄二十八「与晏子邶殿、其鄙六十」と「鄙」が数えうることは、この解釈を否定する。また「都」とただの「邑」との区別は実のところつけがたい。荘二十八「凡邑、有宗廟先君之主曰都、無曰邑」とあるが、経解の定義は実際の用例に於て確認できぬことが『左伝』にはままある。本稿では以下、「都」・「鄙」（ただの「邑」）を「鄙」と汎称することにする。

② 昭七「鄭人相驚以伯有、……國人益懼、……國人愈懼、……」 本文の史料㉘も同例。

③ 桓二「故天子建國、諸侯立家、卿置側室、大夫有貳宗、士有隸子弟、庶人工商各有分親」・襄九「其卿讓於善、其大夫不失守、其士競於教、其庶人力於農穡、商工皁隸不知遷業」・襄十四「是故天子有公、諸侯有卿、卿置側室、大夫有貳宗、士有朋友、庶人工商皁隸牧圉皆有親暱以相輔佐也」・昭七「故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣皁、皁臣輿、輿臣隸、隸臣僚、僚臣僕、僕臣台」

④ 周魯斉晉秦楚宋衛陳蔡鄭の十一「國」にほぼ限定される。

⑤ 『春秋釈例』（孫星衍輯本）会盟朝聘禮第二「諸侯之卿大夫再命以上皆書于経、自一命以下大夫及士、経皆称人、名字不得見也。」

⑥ 僖二十八「(晉文公) 入曹、数之以其不用僖負羈而乗軒者三百人也」杜注「軒、大夫車」

⑦ 周語下「夫郤氏、晉之寵人也、三卿而五大夫」・晉語八「夫八郤、五大夫三卿」

⑧ 漢代以降の注釈家はこれを卿の事例に準じて同じく「貶」の意に解していたらしい。然るに杜預は、諸侯と卿とは記法に差がある筈だという前提に立ち、宣五以降諸侯の咎は多いのに諸侯を「貶」して「國号・人」と記した例はみられない。「國号・人」と記すのは当時の「告命記注」に甚くに過ぎないと断じた（『春秋釈例』会盟朝聘禮第二）。しかし、僖二十七経「楚人・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男圍宋」左伝「楚子及諸侯圍宋」とある事例では、他の諸侯が爵を記すにも関らず、楚子のみが「楚人」と記されている。僖二十一にすでに「楚子」なる称謂が『経』に用いられている以上、この「楚人」を「告命記注」と処理してしまうのは不自然である。「貶」の意を想定した方が通じ易い。宣五を最後に諸侯を「國号・人」と記す例がないことから、これが「貶」でないとする杜預の見解も、卿に関して確認されたような『経』自体の記法の可変性を看過するものである。

⑨ 襄二十八「鄭伯使游吉如楚、……楚人還之、……子大叔曰、……今執事有命、……」 地の文の「楚人」を游吉（子大叔）は「執事」（他國の卿に対する尊称）と称している。昭六「鄭人鑄刑書、叔向使詒子産書曰、……今吾子……鑄刑書……」 地の文の「鄭人」に子産（鄭の正卿）が含まれることは明白である。僖十五「晉大夫三拜稽首曰、君履后土而戴皇天、皇天后土実聞君之言、……公曰、……且晉人……天地以要我……」 地の文の「晉大夫」（広義）を秦伯（公）は「晉人」と称している。

⑩ 従って「君子」は他人に対する尊称、「小人」は自己に対する遜称・他人に対する貶称として用いられる。これらの用例は以下の身分呼称としての「君子」・「小人」の分析には用いえない。

⑪ 宣八「廃晉克」・成十七「晉童以晉克之廃也怨郤氏……欒書怨郤至、……欲廃之」・襄二十二「子展廃良而立大叔」・襄二十七「崔成有病而廃之」・昭九「公欲廃知氏而立其外嬖」 また、これに関連するものとして、卿であったある「氏」の過去の宗主の「勲」を廃するといった表現がみえる。文八「狐趙之勲、不可廃也」・襄二十三「臧孫如防、使来告曰、……苟守先祀、無廃二勲、敢不辟邑」

⑫ 襄十九「公享晉六卿於蒲圃、賜之三命之服、軍尉・司馬・司空・輿尉・候奄皆受一命之服」

⑬ 昭三「欒郤胥原狐蘇慶伯降在皁隸」

⑭ 昭七「卿遞、從大夫之位、罪人以其罪降、古之制也」

⑮ 桓十二「楚人坐其北門而覆諸山下」・僖二十二「宋公及楚人戰于泓、宋人既成列、楚人未既濟、……」・宣十二「晉人或以広隊不能進、楚人惎之脫扃、……」・襄十八「諸侯之士門焉、齊人多死」・定四「楚人為食、吳人及之」

⑯ 宣九「鄭伯敗楚師于柳棼、國人皆喜、唯子良憂曰、是國之災也」「皆……唯……」の呼応より子良（鄭の正卿）が「國人」に含まれることは明白である。襄二十五「崔杼立而相之、慶封為左相、盟國人於大宮、曰、所不与崔慶者、晏子仰天歎曰、……」晏子は襄十七「齊晏桓子卒、晏嬰麤縗斬、……其老曰、非大夫之禮也」より大夫であることが確認され、このことより当時の斉國の崔慶以外の國鮑陳欒高なる卿・大夫がこの「國人」に含まれることが推定される。同様に、昭二十「公入、与北宮喜盟于彭水之上、……遂盟國人」・定六「陽虎又盟公及三桓於周社、盟國人于亳社」の「國人」には、前者では北宮氏以外の衛の、後者では三桓以外の魯の卿・大夫が含まれると判断される。

⑰ 宣十二に楚の兵制を論じて「商農工賈不敗其業」とあり、正義は「発兵征伐、四者悉皆不与」と解する。本来的乃至は理念的には庶人・工・商は兵役の対象外とされたのである。無論このことはこれらが軍事的に無力だったということを意味するものではない。また春秋末期ともなると、哀二「克敵者、上大夫受県、下大夫受郡、士田十万、庶人工商遂、人臣隸圉免」と、一般化できぬものの庶人・工・商が従軍する事例さえみられる。

⑱ 「隸屈者」に就いて。本稿では注③の皁・隸等を一括して「隸屈者」とし、それぞれを身分呼称と考える。うち「輿人」を素材にその理由を略記しよう。「輿人」に就いては既に宇都木章氏に論考があり、それが軍事・葬儀・築城等々の「賤役」に従事することが指摘されている。問題となるのは㋑襄三十「輿人誦之曰、取我衣冠而褚之、取我田疇而伍之、……又誦之曰、……我有田疇、子産殖之」なる記事の解釈である。ここでは「輿人」が現に農業に従事しているものとして記されているが、この事実を以て宇都木氏は「輿人」が本来的に「貴族屈邑の農民」であり、かれらが「平時・戦時を問わず、……國都の王公に徴されて諸役に服した時に、輿人と呼ばれた」としておられる。要するに「輿人」は身分呼称ではなく特定の職役に現に服している状態のものに冠せられる称謂だということになる。ところがこの見解は㋑とは不適合である。㋑に於て「輿人」は現に「賤役」には服していないからである。「輿人」なる称謂は特定の職役に従事すると否とに関らず用いられる以上、一種の身分呼称と考えざるをえない。このことと関連して、春秋期の力役に就いて若干述べよう。春秋期の力役には既に述べた如き「時」が意識されたものとそうでないものとがある。㋺襄二十九「六月、知悼子合諸侯之大夫以城杞」など覇者が同盟國の城壁を修復する場合などは「時」が意識されぬことが一般であり、この事例でも「六月」は陽暦五～六月の農繁期に相当する。このことは、この二様の力役にそれぞれ従事するものの内容が相違することを予測させる。前者に関しては既に「庶人」がこれに相当すると推定したが、後者に就いては㋺を受けて㋩襄三十「晉悼夫人食輿人之城杞者、絳県人或年長矣、無子而往与於食」とある如く、「輿人」の従事が確認される。つまり、「輿人」は或場合には農業に従事するが、或場合には「時」を考慮されることなく「國」に徴発され、力役を強制されるが如き存在である。同じ力役に徴発されるにしても「時」を考慮される庶人に対し、「輿人」は「國」の支配層のより強い支配を被っている

わけであり、その限りに於て「與人」等を「隸屬者」と称することが認められよう。また㈥の事例は「與人」が「県人」、すなわち「國」外の或種の鄙の成員と重なる場合があったことを示している。但し、留意すべきは、この事実を以て「與人」――或いはその来源――を「國」外の成員一般に等置することはできないということである。一体、「國」を除く「國」の全疆域に対する「國」の支配は決して等質のものではありえない。夙に西周期に於ても大克鼎「易女井家匊田于畯、昌𠭯臣妾」とその居民たる「臣妾」までが王に把握されているような地域も一方には存在したのではあるが、かかる状況を全疆域に一般化することは固よりできない。春秋期に於ても同じく「國」の支配の強弱を考慮すべきであろう。「県」が「鄙」一般に対し、何らかの意味でより強力な支配を被ったことは増淵龍夫(a)の既に指摘するところであるが、㈥の事例に於ける「與人」の評価に際しても、こうした「県」の特殊性が考慮されねばならないであろう。

⑲ 増淵龍夫(b)

第二章　「國人」の存在形態

本章では「國人」――殊にその実態が卿・大夫に対して必ずしも正確にとらえられていない士を中心に――の軍事上の役割及びその経済的基盤を考察する。

「民」が「國人」と重なる部分とそうでない部分との二種に分かれ、前者が兵役、後者が力役を負担し、身分的にはそれぞれ士・庶人に対応することは既に指摘した。ここで予測された兵農分離の問題を、春秋期の軍事の実態に即して以下に論じてみたい。

春秋期の兵制を考える上で注目されるのが「蒐」――定義的記述では季節毎に異なった称謂をもつが、より具体的な記事では専ら「蒐」或いは「治兵」と称される――である。これは「國」の兵役を負担する全成員が参加する軍事演習である。[1]「蒐」に関する定義的記述としては、

㉓ 故に春蒐・夏苗・秋獮・冬狩は皆、農隙に於て以て事を講ずるなり。……古の制なり。（隱五）

㉔ 夫れ古者は……農隙に蒐し、……既烝に獮し、畢時に狩す。（周語上）

などがある。「農隙」（農閑期）にこれを行なうとあることから、兵員の主要な部分が平時には農業に従事する兵農未分離

表一

年次	國	地	季節・月	陽暦*
荘8	魯	(廟)	正月	1月
僖27	楚	睽・蔿	秋	6下～9中
〃	晉	被廬	冬	9下～12中
僖31	〃	清原	秋	6中～8上
文6	〃	夷・萑	春	12中～3上
文17	〃	黄父	六月	5中～6上
宣15	〃	稷	七月	6中～7上
襄13	〃	緜上	夏	3下～6中
襄18	楚	汾	十二月	11月
襄24	斉	(社)	夏	3下～6中
昭8	魯	紅	七月	6中～7上
昭11	〃	比蒲	五月	4月
昭13	晉	邾南	七月	6中～7上
昭18	鄭	――	七月	6下～7中
昭22	魯	昌間	春	12～2月
定13	〃	比蒲	夏	3下～6中
定14	〃	〃	秋	6中～9上

＊王韜「春秋長歴考正」・「春秋朔閏表」の復元暦に拠り，冬至＝12月下旬，1ヶ月＝3旬として推算した。

の状態が前提されている。ところが、この原則は「古」のそれとされている如く、抑も史料が記述せんとした時代の実情ではありえない。また㉓により明らかな様にこれらでは四時各々の「農隙」が想定されているが、これは冬季の農閑期のみが専ら意識される前章のより具体的な記事にみた状況とも不適合である。もっとも、この点は、㉓・㉔と同じく四時各々の軍事演習を想定する『周禮』大司馬の記述に於て冬季のものが最も重視されることを考慮すれば、必ずしも不適合とはいえぬかもしれぬ。ところが、春秋期に現になされた「蒐」(及び「治兵」)の季節を検討してみると、表一の如く、具体的な記事で農繁期とされる春夏秋の「三時」[2]とりわけ夏季にかかるものが大半を占めている。仮に冬季への集中が傾向として指摘されるのであれば、『周禮』の記述は春秋期の「蒐」の実情に適合的で、延いては㉓・㉔にも幾分かの真憑性が認められるということになるのであろうが、現実は正に逆である。従って春秋期の実際の「蒐」は㉓・㉔の定義的記述に反して農業に従事するものが農閑期に限って参加しうるものではすでになかったと考えるべきである。無論、ごく短時日に完了する軍事演習であれば農民がこれに参加することも決して不可能ではない。しかし、検討の範囲を更に軍旅一般に拡大して、それが、季節的な偏りがなく、数箇月の長期に渡る場合もあったことを想起すれば、兵員の主要な部分に於ける兵農未分離の状況は最早考えがたくなる。『左伝』をみる限り、力役に関して意識された「時」が軍旅に関しては全く言及されないことも、この推測に適合的である。

かかる観点からも、農業に従事する庶人が、原則的には兵役の対象外であったことが傍証される。

次に、身分制と軍制との関係を概観する。

春秋期の動員能力は、一般に戦車の乗数によって記される。この事実は「卒乗」なる語が示唆する歩兵の存在にも関らず、『左伝』等ではかなり詳細な戦闘の場面に於て歩兵の活動がほとんど記述されぬことと相俟って、『左伝』等の視点が「乗」の部分に偏在していたことを示している。

同じ兵員であっても「卒」・「乗」は身分的に峻別さるべきものであった。「乗」に相当する身分のものが「卒」となることを死をも厭わず拒んだ事例③はそのことを示している。「乗」に相当する身分は士以上と考えられるが④、一方の「卒」に就いては「輿人」等の隷属者によって構成されていたことが確認される⑤。『左伝』の歩兵への関心の稀薄さは、隷属者への態度に通ずるものといえる。

以上、春秋期の兵役が、隷属者を別とすれば、士以上によって負担されていたことを確認した。次に指摘すべきは、春秋期の軍隊は、原則的に「國」の成員を唯一、或いは最も主要な要素としていたということである。

一体、春秋期の「國」はその勢力の大小によって大率次の四等に区別されていた。

㊀晉・楚（霸者）　㊁秦・斉（霸者に次ぐ）　㊂魯・衛・宋・鄭・陳・蔡（『經』に卿の個人名が記される）　㊃其它

これらの「國」の等級はその疆域の大小、すなわち疆域内の「鄙」の多寡に率ね対応している。ここで、春秋期に於ける「國」の動員能力をみると、注目すべき事実が判明する。表二は一〇〇乗以上の動員が単独の「國」によって現になされた、或いはなされる可能性が示唆された事例をまとめたものである。

表二

乗数	國（年次）
4900	晉（昭5）
4000	晉（昭13）
1000	晉（定9・哀27）・秦（昭元）・魯（襄18・昭8）・莒（襄18）
800	晉（成2）・斉（哀11）・魯（哀7・哀13）
700	晉（僖28）・鄭（襄25）
600	楚（荘28）・邾（哀7）
500	秦（定5）・衛（定9）
460	宋（宣2）
300	楚（僖27）・斉（閔2）・秦（僖33）・魯（定10）
200	鄭（隱元）

指摘すべきは、晉の四九〇〇乘・四〇〇〇乘なる事例を別にすると、動員乘数は一〇〇〇乘以下であり、かつ一〇〇〇乘までなら先の「國」の等級とは無関係に動員しうるということである。晉の四〇〇〇乘・四九〇〇乘に就いては次の如き事情が判明している。

(25) 叔向曰く、「然り。吾が公室と雖も、今亦た季世なり。戎馬は駕せず、卿に軍行なし、公乘に人なく、卒列に長なし。……」(昭三)

晉の叔向が、従前の軍制の崩壊に言及したものである。ところが、この記事とほぼ同時期の記事に次の如くある。

(26) 晉人若し韓起・楊聃を喪わば、五卿・八大夫、韓須・楊石を輔け、其の十家九県に因り、長轂九百あらん。其の余四十県、遺守四千あらん。(昭五)

世族への軍役を負担する「鄙」、すなわち「県」が合計四十九あり、一「県」各一〇〇乘で都合四九〇〇乘が動員されるというのである。昭十三の邾南の「治兵」の際の「四千乘」は(25)で従前の軍制の崩壊が既に証言されている以上、(26)の如き世族の「鄙」より動員されたものと考えざるをえない。

「鄙」の車乘の徴発が確認される(26)以前の晉の動員が一〇〇〇乘未満であり、またこの一〇〇〇乘なる動員が、「鄙」を保有することが少ない他の「國」にも荷いうる、すなわち、「鄙」の多寡が「國」の動員能力に無関係であるという事実は、春秋中期以前の兵役が、原則的に「鄙」の成員を排除し、「國」の成員、つまり士以上の「國人」を専ら対象としていたことを示唆するものである。また、ある「國」が動員した兵員を「國号・人」で汎称する事例は先に指摘したが、「國号・人」は前章にみた如く、「國人」に合致し、従って「鄙」の成員を排除する称謂である。こうした事例も「國」の動員が「國人」以外の要素をほとんど無視しえたという軍制のあり方を想定しなければ理解できない。

「國」の動員が専ら「國人」を対象としていたという事実は、「鄙」が軍事的に無力であったとか、「鄙」が「國」の軍旅に全く参加しなかったとかいうことを直ちに意味するものではない。「鄙」の成員は、曲沃人・費人の如く鄙名を冠し

て呼ばれる。これは「國人」が「國号・人」と呼ばれるのと同じで、「國」・「鄙」の同質性を示唆している。ある「國」が他「國」の疆域に侵入し、「鄙」を包囲するという事態に於て、「鄙名・人」が籠城戦に従事することには若干の事例がある。また、ある「鄙」が「國」に対して「叛」したり、「國」の内乱に「鄙」の成員が関わる事例も少なからず見られる。

しかし、こうした「鄙」の成員の軍事上の能力にも関らず、少なくとも春秋中期以前に於て「國」の動員の対象は原則的には「國人」に限定されていた。「鄙」の成員が「國」の軍事行動に参加する事例も皆無ではないが、その登場の仕方が問題である。隱五に南燕人が鄭の「三軍」に気をとられ、伏兵たる「制人」の奇襲に敗北したという事例がある。春秋期の「國」の軍隊は三軍編成をとることが多く、この鄭の「三軍」も鄭國のいわば正規軍の全てであると思われる。「三軍」に含まれず、伏兵として参戦するというこの「制人」の参戦の仕方は、逆に「制人」等の鄭の「鄙」の成員が原則的には鄭國の動員の対象外であったことを示している。また桓十三には楚が羅を伐った際、「楚師」が出払ってしまったため「賴人」に救援させたという事例⑥がある。この事例は、楚に於ては賴等の「鄙」の成員が「楚師」より排除されていたことを示している。

一方で、春秋中期以降、「國」の動員が「鄙」に及びつつあったことは殊に晉・楚に於て著しい。晉では㉖の四十九「県」の兵員のほかに、「東陽之師」（襄二十三）・「焦瑕温原之師」（昭二十二）など「鄙」の成員で編成された「某鄙之師」が外征に動員されている。一方、楚では夙に僖二十五より「申息之師」なる「鄙」の部隊が外征に活躍した。この「申息之師」は僖二十八の事例⑦のように、「楚師」に含まれて記述される場合もあるが、一般には「楚師」と「申息之師」とは区別されている。⑧㉕・㉖の晉の状況に端的に現われているように、春秋中期以降、「鄙」の兵員の比重は最早無視しえぬ程度に増大しつつあったと考えるべきであろう。しかし、それにも関らず、「鄙」名を冠して「某鄙之師」と称し、晉師なり楚師なりに埋没させてしまわない『左伝』の立場は、「國」の軍役は「國人」が荷うべきだという春秋中期以前の軍制が規

範化された単なる当為である以上に、「國」の為政者にとって「國人」の占める軍事的役割が、その実質を伴なって現に意識されていたのだと考えてはじめて諒解される。郡県を単位とし、農民を徴発する兵制がすでに成立していた戦国期に於てさえも、

(27) 臨淄の中、七万戸、臣窃かに之を度るに、下戸も三男子あり。三七、二十一万。遠県に発するを待たずして、臨淄の卒、固より以て二十一万なり。(『戦國策』斉策一)

というような蘇秦の弁論が成立するほど、為政者にとって同じ城壁内に居住する人々は手近な、其故に確実な徴発が期待できる兵源だったのである。遡って春秋期の「國人」が軍制に占める地位は最早贅言に及ばぬであろう。

「國人」が身分的な兵役負担者であったとすると、次にその経済的基盤が問われねばならない。

春秋期の「國人」はその経済的基盤として「國」外の邑・田を保有していたとされるが、そのあり方を示す記事は、世族ではないにしても大夫以上のそれがほとんどであり、士の田に対する関係を具体的に示すのは次の記事がほぼ唯一のものである。

(28) 呉の楚に入るや、陳の懐公を召さしむ。懐公、國人を朝して問う。曰く、「楚に与せんと欲する者は右せよ。呉に与せんと欲する者は左せよ」と。陳人、田に従う。田無きは党に従う。(哀元)

陳侯が呉・楚いづれに与するかを「國人」に諮問した際、「國人」のうち田を有するものはその田の所在地の方角に従って、すなわちその田が陳國の西に在るものは楚に、東に在るものは呉に与せん旨表明したというものである。「朝國人」なる表現は、日常的には「國」の政策決定に関与しない、従って「朝」することのない士以下——この場合は士そのものであろう——を意識した表現である。[9]

この記事に見える「國人」(士)の田の保有のあり方を整理すると次の様になる。

第一に、陳の「國人」のうち田を「國」の東方に有するものが呉に、西方に有するものが楚に与せんとしたことの意味

に就いて。これは、例えば陳が呉に与した場合、楚の攻撃は必至である。その場合、陳の西方、すなわち陳・楚の間にある田は楚の劫掠を被る。⑩ 其故に田を楚の方角に有する「國人」は楚に与せんとするのだという具合に理解される。この理解から更に導かれることは、陳の「國人」の有する田には「國」の城壁から或程度の距離をもった陳の疆域のかなり広範囲に存在するものがあり、この記事では専らそうした田が意識されているということである。もし、「國人」の有する田が「國」の城壁のごく近傍に密集している——例えば城内の居住者が毎日耕作に出掛けうるほどに——ものに限られるのだとすれば、田の所在地の方角により呉・楚の一方に与するということは成立しがたくなる。一旦、開戦となれば陳國は呉・楚いづれかの包囲を被ることになる。田が「國」の近傍にのみ密集しているのであれば、方角とは無関係に等しく劫掠を被ることは必至となるからである。このことは先に論じた兵農分離をも傍証する。「國人」の居住する「國」とその保有する田との間に或程度の距離が存在する以上、「國人」がその田を直接耕作することは不可能となるであろう。

第二に指摘すべきは、「國人」の田に対する保有権が士に於てさえ或程度個別的に成立していたということである。「國」がその疆域の田を総体的に管理していたのだとすれば、田の所在によって「國人」（士）の間に利害の対立が発生するという状況は理解しがたいからである。

『左伝』に於てその社会的性格が比較的実証的に判明するのは率ね世族以上に限られる。そのため、「國人」のうち殊に士に関しては、従来、『周禮』・『禮記』・斉語といった『左伝』等とは異質な史料を延用するといった方法的誤謬に陥ることが往々にしてあった。本章の如上の考察で、士をも含む「國人」の性格の一端が或程度分明になったと思われる。若干の知見を加えつつ、以下に、「國人」の社会的性格をまとめ、小結としよう。

春秋期の「國人」は第一に「國」外の田を保有しこれを経済的基盤とする領主——但し田の耕作者と「國人」との法的関係は全くわからないのであるから、厳密な意味で「領主」なる用語は使用できないし、また搾取の具体的なあり方も不明であるが、——としての性格を有していた。「國人」は第二に身分的な兵役負担者であり、春秋期の「國」に於ける唯

一もしくは最も主要な兵員であった。「國人」は「國」に対して兵役を負担するほかに、本章では特に論じなかったのではあるが、軍賦――軍需品としての狭義――をも負担していた。「國」が「國人」を介して軍賦を徴収することは、具体的な徴収過程はこれまた不明であるが、(7)の晉の「州兵」・(11)の鄭の「丘賦」の開始に於て「國人」が関与していることで確認される。

① 「蒐」の機能に就いては楊寛(b)を参照。

② 桓六「奉盛以告曰、粢盛豊潔、謂其三時不害而民和年豊也」・昭二十三「民狎其野、三務成功」は春夏秋の「三時」が一般に農繁期と考えられていたことを示している。一体、春秋期の華北ではアワ・キビ(夏作物)・ムギ(冬作物)が栽培されていた。うち夏作物に就いては『詩』周頌載芟・良耜より、㋑開墾或いは休閑田の耕起整地 ㋺選種 ㋩播種直前の耕起整地 ㋥播種覆土 ㋭中耕除草培土防虫 ㋬取穫 の労働過程が確認される。㋺～㋬の過程は近代の状況に基本的に同じく、その限りに於て近代と同じく三～十月は農繁期と判断される。また、このことは「三時」を農繁期と看做す記述にも適合的である。労働の繁簡の差は当然予測されるのではあるが、少なくとも農民が「蒐」に参加するという仮定が、三～十月(とりわけ六～九月)に「蒐」の大半が集中するという実状に不適合であることは明白である。更に渡辺信一郎氏に拠れば、春秋期以前は切替畑方式が一般で、従って近代の労働過程に加え一～二月に㋑が存在したとされる。このことは荘二十九「凡土功、龍見而畢務、戒事也、火見而致用、水昏正而栽、日至而畢」と冬至には力役をおわらねばならないとする記述に適合する。更に冬作物たるムギの栽培に関わる労働過程を考慮すると、農民が「蒐」に参加するという状況は一層考えにくくなる。

③ 昭元「晉中行穆子敗無終及羣狄于大原、崇卒也、将戰、魏舒曰、彼徒我車、所遇又阨、以什共車必克、困諸阨又克、請皆卒、自我始、乃毀車以為行、五乗為三伍、荀吳之嬖人不肯即卒、斬以徇」

④ 魯語下「大夫有武車、備承事也、士有陪乘、告奔走也」

⑤ 前章補注⑱参照。

⑥ 桓十三「楚屈瑕伐羅、鬬伯比送之、……遂見楚子曰、必濟師、楚子辞焉、入告夫人鄧曼、鄧曼曰、大夫其非衆之謂、……夫豈不知師之尽行也、楚子使頻人追之、不及」

⑦ 同年の城濮の戦の記述で楚の軍隊は単に「楚師」と称されているが、敗戦ののち、楚王が令尹子玉に自決を勧告する言に「大夫若入、其若申息之老何」とあり、「楚師」に「申息之師」が含まれていたことを知る。

⑧ 成六に「晉欒書救鄭、与楚師遇於繞角、楚師還、晉師遂侵蔡、楚公子申・公子成以申息之師救蔡」とあり、同じ事件を襄二十六は「繞角之役、晉将遁矣、……晉人從之、楚師宵潰、晉遂侵蔡獲沈獲其君、敗申息之師於桑隧」と記す。また昭五「楚子以諸侯及東夷伐吳、……薳射以繁揚之師会於夏汭、……薳射帥繁揚之師先入南懐、楚師從之」なる事例では「楚師」と「繁揚之師」とが区別されている。楚の「某鄙之師」としては他に昭十三「陳蔡不羮許葉之師」がある。

⑨ 第一章で引いた、(7)「朝國人而以君命賞」・(21)「公朝國人」の「國人」の具体的内容がいづれも士以下であることは既に示した。また僖十八「衛侯以國讓父兄子弟及朝衆」とある「衆」も士以下を指すものと思われる。

⑩ 隱三「四月、鄭祭足帥師取温之麥、秋、又取成周之禾」・隱四「諸侯之師敗鄭徒兵、取其禾而還」・文十七「臣聞、斉人將食魯之麥」・宣七「赤狄侵晉、取向陰之禾」・哀十七「楚白公之乱、陳人恃其衆而侵楚、楚既寧、將取陳麥」などは在圃中の作物が掠奪される事例。また成二の鞌の戦で斉を破った晉は、戦車の通行に便利な様に斉の疆域内の田畝を東西向にすることを要求した。これは、戦時に於て田が戦車の蹂躙を被ったことを傍証している。

第三章　「國人」と世族

本章では、世族とそれを除く「國人」――より具体的には大夫の下層・士――との間に成立する人的結合関係の具体像を解明する。

春秋期の「國」に於ける「國人」の軍事的役割は前章に確認したところである。世族にとって同じ「國」の城壁内に居住するかれら「國人」の潜在的軍事力は無視しがたく、政策決定に際しての「國人」への配慮は怠ることの許されぬ課題であった。

『左伝』は「國人」のかかる影響力を種々の位相に於て物語るわけであるが、「國人」の実力が最も端的に発揮されるのは、世族間の抗争の際に於てである。ある世族がその私兵（甲）を率いて今一つの世族を攻撃するが決着がつかない。ところが「國人」が一方に加担することで他方が一挙に平定されるといった事例①は『左伝』等に頻見するところである。

然らば、これら「國人」が一方に加担するという場合、そうした「國人」の判断は如何にして決定されたのであろうか。比較的頻見する事例②としては、抗争の当事者たる世族が公を擁することをはかり、或いは公を擁した側の世族を「國人」が支持するといったものがある。これらの事例は、公が春秋期の社会秩序に占めていた役割、及びそれに由来する公の権威によって説明することが一応可能である。

論者に拠れば、春秋期の「國」は祭祀と軍事とをともにする共同体としての性格を有していたとされる③。私見を以てこれを敷衍するならば次のようになろう。当時の為政者たる公・世族は大夫の下層以下の「國人」に秩序を強制するための

暴力装置を一般に――戦時は例外として――缺如していた。換言すれば一般の「國人」の軍事的な自立性が公・世族の「國人」に対する一方的な支配を不可能としていたのである。そのため、公・世族は祭祀・軍事――及び軍事の前提となる外交――といった何らかの意味で「國」を防衛するという「國」の全成員が共有すべきいわば客観的な課題を「國人」に提示し、それに従事する限りに於て「國人」の服従を期待しうるというわけである。従って公・世族と「國人」との人的結合関係のより本質的な部分は、かかる客観的課題を媒介として成立するものとして一般的に規定される。

かかる立場に従うならば、「國人」の帰趨を決定する公の権威とは、公の祭祀に占める地位に由来するものとなる。春秋期の「國」の祭祀に於て、「國」の全成員の運命を左右する天（上帝）に最も有効にはたらきかけうるのは天上に在って上帝に事える公の祖先神であり、それに対して祭祀を行ないうる唯一の存在が公だったのである。[4] 危急の際の「國人」の帰趨は、日常的な祭祀秩序に於て習慣化されていた公への従属という「國人」の経験的態度に由来するものとして説明しえよう。

ところが、こうした説明を以てしては理解しえない「國人」の動向を示唆する事例も一方では存在するのである。

(29) 宋の公子鮑、國人に礼あり。宋饑う。其の粟を竭して之を貸す。年、七十より以上、饋飴せざるなきなり。時に珍異を加羞す。……昭公は無道なり。國人、公子鮑を奉じて以て夫人に因る。（文十六）

ここで「國」人の帰趨を決定するのは公子鮑の「禮」であり、昭公の「無道」である。しかし、それらは単なる客観的な規範（或いはその破壊）ではなく、傍線部にみられるような恩恵の授受に裏附けられたより個別具体的な関係である。先に些か形式論理的に言及した、客観的な課題を媒介として成立する公と「國人」との関係に於て存在する公の権威といったものが、ここでは「國人」に対して機能していないのである。[5] かかる事例に逢着すると、「國人」の帰趨を公の権威に由来するものとする先の説明も一応の論理的有効性はもつものの、皮相の誘りを免れえない。

公・世族と「國人」との人的結合関係を考える場合、祭祀・軍事といった客観的な課題を契機として成立するいわば制

度化された側面に対し、それを背後で個別具体的に――その限りで「私的」にと称することが認められよう――補完するような今一つの側面こそが問われねばならない。史料上の制約を考慮して、以下世族の側に視点を改め、この問題を考えてみよう。

まず、『左伝』等に私的な人的結合関係、乃至はそうした関係を以て成立する集団の典型として頻見する「党」・「徒」に就いて考えてみよう。

一体、『左伝』等に所見する「党」には毀貶の雰囲気がある。官属なり血縁なりに基く私的な人的結合関係を専ら人事の準則とすることが「党」とされ、非難の対象となる事例⑥はその例証となる。こうした関係（乃至は関係の性質）を表わす以外に、「党」には集団を指す語彙としての用例が少なからずある。そうした「党」なる集団は如何なる人々によって構成されるのであろうか。この問題に対する通説的理解⑦は次の事例によって支えられている。

(30) 郤錡、公を攻めんと欲す。……郤至曰く、「……君の禄を受け、是を以て党を聚む、党ありて命を争う。罪孰れか大ならん」と。（成十七）

同じ事件を『國語』は次の如く記述する。

(31) 郤錡、郤至に謂いて曰く、「君、我に不道なり、我、吾が宗と吾が党とを以て夾みて之を攻めんと欲す。……」と。郤至曰く、「不可なり。……夫れ君の富を利し、富みて以て党を聚む。……」と。（晉語六）

通説的には(31)で「宗」と「党」とが対比されている所から、「党」とはある世族の宗主と主従関係を有する非血縁的な家臣と理解されている。この解釈に従えば、「欒氏之族党」（襄二十三）・「郤氏之族党」（昭二十七）などの「族党」も、ある「氏」の宗主の血縁者と非血縁者たる家臣ということになろう。この解釈は、春秋期の「氏」が非血縁者の家臣を有するという史料に散見する事実と、「族」が血縁者の謂であるとする判断とに基いている。「族」が血縁者なら「党」は非血縁者で構成される家臣団だということになるのであろう。また、かかる解釈に於ては(30)・(31)の「聚党」は家臣でないものを

家臣団にとりこむことを意味するものとなる。

ところが、この解釈は成立しない。「党」の具体的な事例を検討してみよう。

(32) 晉侯、里克を殺して以て説ぶ。……遂に丕鄭・祁挙及び七輿大夫、左行共華・右行賈華・叔堅・騅歂・欒虎・特宮・山祁を殺す。皆、里・丕の党なり。(僖十)

里克・丕鄭は『経』に載るところから大夫以上。祁氏は世族であり、輿大夫も大夫の職である。

(33) 知起・中行喜・州綽・邢蒯、斉に出奔す。皆、欒氏の党なり。(襄二十一)

欒盈(欒氏)は卿である。知起・中行喜は世族の成員。州綽・邢蒯は同じ記事に「勇士」・「欒氏之勇」とあり、一見すると欒盈の家臣の如くであるが、州綽は同年の欒盈の出奔、襄二十三の帰國に随従しているわけではなく、欒盈の家臣とは考えがたい。

(34) 陳人復た慶氏の党を討つ。鍼宜咎、楚に出奔す。(襄二十四)

慶氏とは慶虎・慶寅。鍼宜咎とともに『経』に載る。

(35) 衛人、甯氏の党を討つ。故に石悪、晉に出奔す。(襄二十八)

衛の甯氏・石氏は『経』の会盟記事に衛國の代表として散見する。

(36) 尽く郤氏の族党を滅ぼす。陽令終と其の弟完及び佗と晉陳及び其の子弟を殺す。……沈尹戌、子常に言いて曰く、「夫れ左尹(郤宛)と中殿尹(陽令終)、其の罪を知ることなくして子、之を殺す。……」(昭二十七)

郤宛は『経』に載る。陽令終は令尹子瑕の子である。また「某尹」なる楚國の官職は大夫以上の職であると考えられる。

(37) 晉、祁盈及び楊食我を殺す。食我は祁盈の党なり。(昭二十八)

祁氏・羊舌(楊)氏は晉國では軍の将佐(卿の職)に次ぐ重職を占める大夫の最上層である。

以上はいづれも「〔某或某氏〕之党」と記されるもののうち、「某」が卿・大夫となる事例である。「党」の成員は大夫以上の身分に属するものがほとんどであり、「某」の家臣を指して「党」と称することを確認しうる事例は一つとしてない。[8] また、「党」が形成される動機は具体的な事例を缺くが(30)・(31)の傍線部をみると、世族の経済的扶助を期待して、より無力な大夫が「党」に参加し、世族の側ではかれらの政治的支持を期待するといった場合があったことが推測される。

次に「徒」に就いて。西周金文では「徒」字は官職名「嗣徒」に用いられるほかは、車乘に随従する歩兵の称謂に尽きる。[9]『左伝』では更に、戦時・平時たるを問わず、有力者に随従し、或いはこれを支持するものをも「徒」と称する。「党」との相違としては、「党」の成員が個人名で記される事例がほとんどであるのに対し、「徒」は匿名の集団として扱われることが一般であり、その点、「党」に対してより身分の低い部分が『左伝』の記者に意識されていることが予想される。これは、「徒」の本義たる歩兵の、前章に既述した如き隷属者としての身分の低さに呼応するものである。

「徒」の具体的な内容としては、「徒」が「臣」等に互換される事例[10]より、「某氏之徒」・「其徒」等と記される世族の「徒」がその中核に家臣を含んでいたことが確認される。はっきり「臣」等に換言されてはいない事例でも、実際には家臣が含まれていると判断して支障なきものが多い。

ところが、「徒」の全てが家臣かというとそうではない。

(38) 而し〔敢て〕賊に与して徒を為さ者、（温県載書二一八二）

范中行の乱の際、晉國（趙韓魏知）側の州邑でなされた盟の載書の一部である。[11] 与盟者の自己呪詛に係るもので、もし賊（范中行の側）に味方して「徒」となれば、と自分がそれを行なえば神格の制裁を受けるであろう事態が仮設されている。この文言の「徒」は、それに参与するものが、反乱に際してはじめて「徒」になるか否かを自主的に判断する、そうした「徒」である。

一体、「徒」には家臣以外にこうしたいわば「浮動層」――些か熟さぬ語ではあるが――的なものが含まれたと考えられ

る。次の事例などもこうした事情を予測させる。

(39) 里克・丕鄭、文公を納れんと欲す。故に三公子の徒を以て乱を作す。(僖九)

三公子とは僖四に殺害された晉献公の大子申生と僖五～六に追放された公子重耳(文公)・公子夷吾(恵公)である。この「三公子之徒」を直ちに三公子の家臣団と看做すことはできない。何よりも、三公子を排除した献公がその家臣を放置しておくというのは他の事例[12]から考えて納得しがたいからである。この「徒」もまた三公子に対する「浮動層」的な潜在的支持者というべきものである。潜在的なればこそ献公も弾圧の仕様がなく、献公死後の公位継承紛争に際会し、かれらははじめて「徒」として顕在化するのである。

「徒」が家臣と「浮動層」的な部分との二種によって構成されることが確認されたわけだが、後者が「徒」となる動機及びその身分的内容を直接に明示する材料はない。しかし、争乱の際にはじめて顕在化する、世族等の有力者に対する潜在的な支持者一般に分析の対象を拡大するならば、或程度の推定は可能となる。

まず、かかる支持が過去の何らかの動機に基くと思われる事例がある。(39)の「三公子之徒」のうち、大子申生の「徒」は申生がすでに卒しているにも関らず、これを支持するという点に於てかく考えざるをえない。次の事例も同様である。

(40) 公子楽を立つるに如かず。辰嬴、二君に嬖せらる。其の子を立てなば、民、必ずや之に安んぜん。(文六)

晉襄公死後の公位継承に際しての賈季の発言である。賈季は襄公の庶兄弟公子楽を推す。公子楽の母辰嬴は文公に嫁ぐ以前に懐公の夫人であった。だから、公子楽を立てれば、「民」のうち僖二十四(十五年前)に文公に殺害された懐公を今だに支持するものが納得するであろうというのである。かかる「民」(士以下の「國人」に重なりうる)こそ、争乱の際にはじめて顕在化する「徒」の実態にほかならない。

また、(39)の「三公子」のうち公子重耳(文公)に就いて昭十三に、かれが長期の亡命より帰国して即位しえたのは、晉の「國」内にいた欒郤狐先の諸氏が「内主」となってこれを支持したからだとある。僖二十七の被廬の蒐で、文公は三軍・

六卿を設置するが、その際、卿に選ばれたのは狐偃を除くほかは専らこの「内主」である。やがてこの「内主」と文公の亡命に随従した私臣の子孫が晉の世族を形成していくことになるが、翻って文公以前の記事にこれら「内主」は個人名を以て登場することはなく、その扱われ方は、世族と区別された大夫の下層以下の「國人」のそれに適合する。この事例は大夫の下層以下の「國人」が世族への身分的上昇など将来の報賞を期待して有力者の「徒」に参加するような場合を予想させる。

以上、「党」・「徒」に就いて概観してきたわけだが、この過程で世族等の有力者と、「國人」一般――身分的にはかれらと同格の世族から「民」と重なる部分に至るまでの――との間に、祭祀・軍事なる「國」の共同体的課題を以て一律に説明することのできない個別具体的な契機に基く私的な人的結合関係を成立させる可能性を当時の社会が不断に内包していたことが確認された。然らば、当時の人的結合関係一般におけるこの私的な側面は、「國」の共同体的課題を契機として成立すると通説的には理解される側面に対し、如何に位置付けられるのであろうか。この問題を考察するために、次に官職を契機として成立する人的結合関係の性格を分析してみよう。

「國」の官職のより枢要な部分はやはり世族の独占に係るものであった。官職に伴う平時の職務権限や、とりわけ戦時に於て世族が一般の「國人」に対して発動する指揮命令の権限は、通説的理解に拠れば、「國」の全成員が共有する課題を解決するが故に正当化され有効だったのだということになろう。しかし、官職を契機として世族がとりむすぶ人的結合関係はこうした客観的な課題を以て説明される側面のみでは把握しきれない今一つの側面をもっていた。

官職にはその職務を執行するための経済的基盤としての邑・田が附随することが一般であった。[13] 更に、官職はかかる制度的に容認された以外の有形・無形の利得を獲得する機会をその保持者に提供した。例えば、魯の大夫叔仲昭伯が卿たる季氏の歓心をかわんがために、自己の隧正としての力役徴発・分配の職務権限を利用して、季氏の私邑たる費の邑宰南遺にはかり城を築かせた事例（襄七）などは、官職が私的な人的結合関係を形成する契機を提供したことを示している。

官職のもつかかる側面は、それに制度的に随伴する職務権限や収入そのものより強く意識されることが一般であった。さればこそ、官職の保持は一方では政争に巻き込まれる原因と看做され、其故に官職を辞する保身のあり方も一方では存在した。

(41) 貴にして能く貧なれば、民、求むる無し。以て後に亡ぶべし。(襄二十二)

これは、鄭の卿公孫黑肱がその臨終にあたって官・邑を辞した際の述懐である。この事例では官職に附随する邑の収入を契機として「民」(士以下の「國人」に重なりうる)との間に成立する私的な人的結合関係が政争に巻き込まれ、「氏」の滅亡をもたらす危険を孕むものであったことが示されている。[14] しかし、こうした事例はむしろ例外的というべきであり、世族の存続にとって官職は——それより必然的に派生する私的な人的結合関係をも含めて——不可缺のものと意識されていた。当時の箴言[15]はこのことを如実に示している。

官職に伴なう人的結合関係に関して少しく検討を要するのが職階上の上下関係である。平時に於ける官制上の及び戦時の指揮系統上の服属者は「属」と称される。「属」の用例でより多いのは後者の、卿・大夫の戦時の指揮に服属する兵員を指す事例である。これら兵員の具体的な内容とその性格を考える上で好箇の素材となるのが次の事例である。

(42) 楚の熊負羈、知罃を囚う。知荘子、其の族を以て之を反さんとす。……下軍の士多く之に従う。(宣十二)

邲の戦で晉の上・下軍が既に潰走した際、下軍大夫たる荀首(知荘子)が楚の捕虜となった子の荀罃をその「族」を帥いて奪回せんとしたところ、「下軍之士」が多く従ったというもの。この記事より卿・大夫の戦時の「属」が、血縁——乃至は擬似血縁——的関係を媒介として結びつく「族」と、制度上、卿・大夫の指揮権に服属する兵員との二者をその内容とすることが推定される。「属」はこのうち後者を専ら意識した表現であると思われる。さればこそ、世族の私的な兵員は「私属」と称される。[17]「属」が本来的には「私」ならぬものであるがために、わざわざ「私」を冠するのである。

この「下軍之士」は荀首の指揮命令の権限に強制されてかれに従っているのではない。『左伝』は「以其族」と、この

荀首の行為が飽くまで私的なものであることを明示し、併わせて「多」の一字を附することで、「下軍之士」の中に荀首に従わなかったものがいることを暗示している。そこに、「下軍之士」の行為が戦時に於ては拒むことを許されぬ指揮命令ではなくして、かれら自身の自主的な判断に動機附けられたものであることがよみとれる。

こうした事例は、戦時編制に於て成立する軍の幹部たる世族とその「属」たる一般の「國人」との間の統属関係が、私的な人的結合関係の一つの契機となったことを示している。更に、晉の場合に典型的な、戦時の軍の将・佐が同時に平時には卿として「國」の政務を統轄する春秋期の「國」に普遍的な体制は、制度的な統属関係を契機として戦時に成立する私的な人的結合関係が、平時にもちこされていく場合を予測させる。この予測は次のような事例によって傍証される。

(43) 初め、欒盈は魏莊子に下軍に佐たり。献子私す。故に之に因る。趙氏は原屏の難を以て欒氏を怨む。韓趙方に睦じ。中行氏は伐秦の役を以て欒氏を怨む。而して固より范氏と和親す。（襄二十三）

范氏に追放された欒盈が「曲沃之甲」を率いて晉國を攻撃した際の記事である。この事件を遡る最近の晉の六卿の人事をみると、

(44) 荀偃・士匄、中軍を以て京茲に克つ。……魏絳・欒盈、下軍を以て邿に克つ。趙武・韓起、上軍を以て虒を囲む（襄十八）

とある。(43)にみえる魏絳（莊子）・欒盈が下軍の将佐を務めていたことが確認される。魏欒両氏のかかる軍制上の統属――乃至は同僚――関係は、(43)にある如く魏舒（魏絳の子、献子）が欒盈に対して私的な人的結合関係をとりむすぶ契機となり、欒盈はこの関係をあてにして晉國攻撃を敢行したのである。更に留意すべきは(43)にみえる韓趙・范中行の私的な友好関係が魏欒の場合に同じく(44)の軍制上の将佐関係に対応しているという事実である。要するにこの事例は、戦時における将佐関係なる軍制上の統属関係が、平時にもちこされるような、私的な人的結合関係の有力な契機となったことを示している。同様の事情は次の事例にも窺われる。

(45) 先蔑、秦に奔る。……先蔑の使するや、荀林父、之を止めて曰く、「……同官を寮となす。吾れ嘗て同寮たり。敢て心を尽さざ

らんや」と。聴かず。……亡ぐるに及び、荀伯、尽く其の帑及び其の器用財賄を秦に送る。曰く、「同寮の為の故なり」と。（文七）

荀林父にとって、先蔑との過去の同僚関係[18]に基き「尽心」することは当為と看做されたのである。[19] かかる記事の存在という正にその事実が、『左伝』の考える当時の官制上の関係が、単に客観的な職階・職掌にのみ規定されたものである以上に、すぐれて人格的な結合関係であったことを示している。

以上は卿の間で官制上の関係を契機に成立した私的な人的結合関係の事例であるが、同様の関係は、卿とそれに官制上服属する大夫身分のもの（杜注に従い以下「属大夫」と称する）との間にも成立する。属大夫は世族以外の「氏」に属することがほとんどで、世族と区別される場合の「國人」に含まれる大夫の下層と身分的には重なる。

(46) (イ)晉、夷に蒐し、二軍を舎く。狐射姑をして中軍に将とし、趙盾をして之に佐たらしむ。陽処父、至ること温よりし、改めて董に蒐し、中軍を易う。陽子は成季の属なり。故に趙氏に党す。……

(ロ)賈季、陽子の其の班を易うるを怨む。……賈季、続鞫居をして陽処父を殺さしむ。書して「晉、其の大夫を殺す」と曰うは官を侵せばなり。（文六）

趙衰（成季）の死後、中軍将佐の選任に際して、陽処父が趙衰とのかつての官属関係の故に趙氏に「党」し、襄公にはたらきかけて趙盾（趙衰の子）を中軍将としたというものである。官制上の統属関係を契機とする私的な人的結合関係が、関係当事者の死後も、「氏」に対する関係として存続する場合があったことをこの事例は示唆している。

『左伝』は陽処父のかかる行為を「党」として貶記するのではあるが、留意すべきは趙氏に対する私的な関係そのものは非難の対象ではないということである。(ロ)にみえる如く、陽処父は中軍佐に降格された狐射姑（賈季）の怨みをかって暗殺されてしまう。『経』は「晉殺其大夫陽処父」とむしろ陽処父を非難する書法をとるが、『左伝』はこれを陽処父の「侵官」、すなわち公の官職任免権への不当な干渉のためだと評している。趙氏との関係そのものではなく、陽処父がその結果なした行為を『左伝』は非難するのである。

『左伝』のかかる関係への肯定的姿勢は次の事例からも知られる。

(47) 晉侯、士匄をして王室を平げしむ。王叔、伯興と訟す。王叔の宰と伯興の大夫瑕禽、獄に王庭に坐す。士匄、之を聴く。（襄十）

周の王叔と伯興とが訴訟をおこし、その代理人として王叔は「宰」を伯興は「大夫」を出廷させたというもの。家臣たる宰が主人に対して負うような、従って私的な役割を官属である属大夫が負担している。この事例は、属大夫が卿の官職に由来する職務を官属として処理するのみならず、上司たる卿の私事に関しても一定の役割を果たす場合があったこと[23]を示している。かかる属大夫の行為は、一方に於て官属としての立場を貫徹して卿の私事には立ち入らない属大夫のあり方も存在する[21]以上、官属としての制度的な関係ではなくして、それを契機として成立する私的な人的結合関係の側面に於いてはじめて理解される。更に留意すべきは属大夫のかかる行為が、霸者たる晉を判官とする訴訟といういわば公けの場でなされていることである。この事実は、卿と属大夫との間に成立する私的な人的結合関係が、当時の社会においては官制上の関係より往々にして派生する所与のものとして一般に容認されていた、或いは少なくとも『左伝』はそう考えていたことを示している。

属大夫に就いて今一つ考察すべきは、卿がその属大夫を公に推輓し場合によっては自己と同格の卿にまで昇進させる事例である。例えば、晉の執政（中軍将）趙盾は、その属大夫たる臾駢を上軍佐に抜擢している（文十二）。こうした措施は当時一般に行なわれていたものとみえ、其故に、孔子は臧文仲がその官属たる柳下恵を推輓しなかったことを批判する（『論語』衛霊公）[22]。然らば、こうした措施は卿の側に於ける如何なる期待に基いてなされたのであろうか。些か事情は異なるのではあるが、卿がその家臣を同じく公に推輓する事例を手掛りにこの問題を考えてみよう。

晉の世族韓氏の事実上の祖たる韓厥は、当初、趙氏の家臣であった。[23] 趙盾はかれを霊公に推輓し、司馬（大夫の職）とした。次の記事はその際の逸話である。

(48) 趙宣子、韓献子を霊公に言い、以て司馬と為す。河曲の役に、趙孟の使人、其の乘車を以て行を干す。献子執えて之を戮す。衆

咸く曰く「韓厥必ずや没せざらん。其の主、朝に之を升し、而して暮に其の車を戮す。其れ誰か之に安んぜん」と。宣子、召して之を禮し、曰く、「吾聞く。君に事うる者は比して党せず。夫れ周して以て義を挙ぐるは比なり。挙ぐるに其の私を以てするは党なり。夫れ軍事は犯なし。犯して隠さざるは義なり。……」と。（晉語五）

韓厥が旧主たる趙盾の使人を司馬の職責によって処刑したというものである。衆がこれを忘恩として非難したのに対し、趙盾は傍線部の如き原則を述べて韓厥を禮したという。一見すれば、(48)は衆が志向するような、もとの主従の間に存在すべき私的な人的結合関係を全く否定するものの如くであるが、そうではない。『國語』の記者は、衆の非難を載せることでそうした関係に対する肯定的評価を並挙するとともに、趙盾自身にも「夫軍事無犯」と語らせることで傍線部の原則が適用される具体的な場を限定している。一体、春秋期の軍事的秩序は、軍事が「國」の存亡に直接関わる、「國」の全成員に共有される最も緊要な課題であったため、当時の社会秩序を構成する他の諸原則に対して一段高い、むしろ特殊な原則であった。[24] この説話は、かかる軍事的秩序の不可侵性を強く意識しているのであって、私的な人的結合関係を一般に否定するものではない。それが、軍事的秩序の如きより高い原則に逢着し、これを逸脱した場合に限り、「党」という評価を被るのである。逆に、こうした特殊な制約がない限り、旧主への報恩はむしろ当然のことと看做されていたものの如くである。『國語』が衆の言を記すのは決して偶然ではないはずである。趙韓両氏の以後の関係に就いては、成八の趙氏断絶の危機の際、韓厥が趙武の卿位継承を主張し、そのお蔭で趙武が成十八に卿に就任し、世族としての趙氏を再興した次第に端的に示されるような、趙氏に対する韓氏の一貫した政治的支持が指摘される。

卿がその家臣を公に推輓し、或場合には自己と同格の卿にまで昇進するような機会を提供するのは、一面に於て、旧主に対する支持——その支持は旧主の推輓によって獲得された卿という身分と、それに伴う官職のもつ権限とによって制度的な強化を既に経ている——を期待したものであったと考えられる。属大夫を推輓する場合も同断であろう。

以上の行論によって官職を契機として世族がとりむすぶ人的結合関係の具体像が明らかになったと思う。「國人」一般

――本章で確認しえた限りでは、戦時に於ける士以上、平時に於ける大夫の下層以上――の世族への服従を保証するものが、第一に、世族の官職がもつ平時の職務権限や戦時の指揮命令の権限といった窮極的には「國」のいわゆる共同体的課題に由来する客観的な原則であったことは言を俟たない。属大夫が自己の職掌以外の卿の私事に関して上司を支持することを拒むといった事例は、両者の関係に於てこの客観的な原則が貫徹される場合が現にあったことを示している。ところが、こうした事例はむしろ例外というべきである。一般には、官制上乃至は軍制上の統属関係は、単に制度的に定められた職掌に全く規制された関係にとどまることなく、例えば恩恵授与に対する政治的支持といったすぐれて個別具体的な、其故に人格的な協力関係を派生しえたのである。かかる私的な人的結合関係が一旦成立すると、それは制度上の統属関係が解消されたのちも存続し、当事者の一方の死によって、その「氏」に対する関係として継続することさえありえた。かかる関係は、成立の契機はともかく、その現実の社会的機能という点に於ては最早「党」・「徒」と選ぶところがない。否、或場合には官制上乃至は軍制上の統属関係を正にその契機として「党」・「徒」が形成されることさえありえたであろう。

① 襄二十六「寧喜・右宰穀伐孫氏、不克、……國人召寧子、寧子復攻孫氏、克之」・襄二十七「（慶封）使盧蒲嫳帥甲以攻崔氏、崔氏樊其宮而守之、弗克、使國人助之、遂滅崔氏」など。その他、内乱の際「國人」の軍事力が発動される事例は枚挙の暇がない。

② 昭十「陳鮑方睦、遂伐欒高氏、子良（高彊）曰、先得公、陳鮑焉往、遂伐虎門、晏平仲端委立于虎門之外、四族召之、無所往、……公召之而後入、……戰于稷、欒高敗、又敗諸莊、國人追之、又敗諸鹿門、欒施・高彊来奔」・定十三「荀躒・韓不信・魏曼多奉公以伐范氏中行氏、弗克、二子將伐公、齊高彊曰、……唯伐君為不可、民弗与也、我以伐君在此矣、……弗聽、遂伐公、國人助公、二子敗、……荀寅・士吉射奔朝歌」・哀六「陳乞鮑牧及諸大夫以甲入于公宮、（高）昭子聞之、与（國）惠子乘如公、戰于莊、敗、國人追之、國夏奔莒、遂及高張・晏圉・弦弛来奔」

③ 増淵龍夫(b)

④ 僖二十八「寧武子与衛人盟于宛濮、曰、天禍衛國、君臣不協、以及此憂也、……用昭乞盟于爾大神以誘天衷、……有渝此盟、以相及也、明神先君是糾是殛」　この載書の文言に、天―爾大神・明神先君―（衛侯）―衛國という祭祀上の重層構造がよみとれる。吉本道雅(c)参照。

⑤ 文七「穆襄之族、率國人以攻公」・文十八「莒紀公……多行無禮於國、（大子）僕因國人以弑紀公」・成十三「子臧將亡、國人皆將從之、成公乃懼、告罪且請焉、乃反而致其邑」・襄三十一「（莒）犂比公虐、

國人患之、……展與因國人以攻莒子、弑之、乃立」などは同様の事例である。

⑥ 襄三「挙其偏（杜注、偏、屬也）、不為党。」　晉の中軍尉たる祁奚が引退する際、公が後任を求めた。祁奚は自分の讎であった解狐を推し、解狐が急死したのちはじめてその佐（官屬）であった羊舌職を推したというもの。昭二十八「吾与戊也県、人其以我為党乎。」執政魏獻子が一族の魏戊を県大夫に任じたことが「党」とはならぬかと心配したもの。

⑦ 同③

⑧ 他に「党」の中心が公・公子等である事例もある。文八「夫人因戮氏之族以殺襄公之孫孔叔・公孫鍾離及大司馬公子卯、皆昭公之党也」宋の大司馬は卿の職であり、従って公子卯は昭公の私臣ではない。襄二十一「斉侯使慶佐為大夫、復討公子牙之党、執公子賈于句瀆之丘、公子鉏来奔、叔孫還奔燕」　ここにみえる公子牙の「党」の成員は、襄二十八「崔氏之乱、喪盘公子、故鉏在魯、叔孫還在燕、賈（賈）在句瀆之丘、及慶氏亡、皆召之、具其器用而反其邑焉」と邑を保有する領主だったのであり、公子牙の私臣ではない。定十四「衛）大子奔宋、尽逐其党、故公孟彊出奔郯」　公孟彊は『経』に載る。哀八「或譖胡姬於斉侯、曰、安孺子之党也」　胡姫は斉侯・安孺子の庶母である。これらの「党」の成員も確認しうる限りでは大夫以上である。

⑨ 禹鼎「逐公戎車百乗、斯駿二百、徒千」

⑩ 襄二十二「王遂殺子南於朝、……子南之臣謂棄疾、請徙子尸於朝、……既葬、其徒曰、……」・哀十四「司馬請瑠焉、以命其徒攻桓氏、其父兄故臣曰、不可、其新臣曰、従吾君之命、遂攻之」

⑪ 吉本道雅(a)・(b)参照。

⑫ 晉語八「欒懐子之出、執政使欒氏之臣勿従、……」は欒氏出奔の際、その家臣団の解体がはかられた事例である。

⑬ 昭二十「衛公孟縶狎斉豹、奪之司寇与鄄、有役則反之、無則取之」司寇職に鄄邑が附随していた事例。公孟縶の行為が「狎」と貶記されているところから、官職に伴う邑・田の収入のうち職務の執行に費消された残余の部分は、官職保持者の収入とすることが一般には制度的に認められていたことが確認される。

⑭ 襄二十九「（呉公子札）説晏平仲、謂之曰。子速納邑与政、無邑無政、乃免於難、……故晏子因陳桓子以納政与邑、是以免於欒高之難」も同様の事情を物語る。

⑮ 文十六「棄官則族無所庇」・襄三十一「大官大邑、身之所庇也」

⑯ 襄三十「趙孟問其県大夫、則其屬也」　晉の県大夫は「國」の官職である（本章補注⑥参照）。執政趙孟が絳県の興人に汝の県大夫は誰かと問うたところ――絳県には複数の県大夫がおり、それぞれが特定の卿に官制上管轄されていたらしい――彼自身の官屬だったというもの。

⑰ 宣十七「郤子至、請伐斉、晉侯弗許、請以其私屬、又弗許」

⑱ 僖二十八「晉侯作三行以禦狄、荀林父将中行、屠擊将右行、先蔑将左行」

⑲ 文六「賈季奔狄、宣子使臾駢送其帑」は同様の事例。後述の如く、趙盾（宣子）・賈季は中軍の将・佐であった。賈季の出奔は趙盾との対立に由来していたわけだが、それにも関らず趙盾は自己の官屬たる臾駢に賈季の家族を護送させるというすぐれて私的な援助を行なっている。官制上の関係を契機に成立する私的な人的結合関係に基く相互扶助は、ある場合には規範的な拘束力さえ持っていたかの如くである。

⑳ 昭七「孟僖子病、……及其将死也、召其大夫、曰、……必屬説与何忌於夫子、使事之而学禮焉、……故孟懿子与南宮敬叔師事仲尼」　孟僖子が臨終に際し、その二子の教育といったまさしく家事に関して屬大夫に遺言した事例である。

㉑ 晉語八「范宣子与和大夫争田、久而無成、宣子欲攻之、……問於張老、張老曰、老也以軍事承子、非戎、則非吾所知也、問於祁奚、祁奚曰、公族之不恭、公室之有回、内事之邪、大夫之貪、是吾罪也、若以君官從子之私、懼子之忘且憎也」

㉒ 孔子は逆に「公叔文子之臣大夫僎与文子同升諸公、子聞之、曰、可以為文矣」（『論語』憲問）とその家臣を公に推輓した公叔文子を称讃している。

㉓ 成十七「韓厥辞曰、昔吾畜於趙氏」

㉔ 文十「子朱及文之無畏（楚の大夫）為左司馬、……宋公逆命、無畏抉其僕以徇、或謂子舟（無畏の字）曰、國君不可戮也、子舟曰、当官而行、何疆之有、……敢愛死以乱官乎」・成十六「歩毅御晉厲公、欒鍼為右、……陷於淖、欒書（欒鍼の父）将戴晉侯、鍼曰、書退、國有大任、焉得專之、且侵官、冒也、失官、慢也、離局、姦也、有三罪焉、不可犯也、乃掀公以出於淖」 前者では「國」を異にするとはいえ國君と大夫、後者では父子といった平時の最も基本的な社会的関係が軍事的秩序の前に否定されてしまう。

結　論

春秋と戦国との間に社会史上の画期を見出そうする通説的立場に於いては、祭祀と軍事なる「國」の全成員に共有される客観的課題を媒介として成立する人的結合関係を、春秋期の社会秩序の本質的基盤と看做し、これに、公・世族と家臣との間に典型的に見出される恩恵授受を媒介とする私的な人的結合関係を、春秋期の族的秩序を克服したより新しい人的関係として対置し、かかる新しい関係によって公・世族と結ばれる家臣が、戦国期に本格的に発展するいわゆる家父長制的家産官僚の母胎であると評価する。

「國人」に関しては、共同体的な課題を媒介として公・世族と結合されていた「國人」は、やがて公・世族の家父長制的支配の中にとりこまれ、消滅するものとされる。①

こうした通説的理解に対して本稿で述べてきた所より次の問題が提起されよう。

まず第一に、公・世族と家臣との間に成立するとされる私的な人的結合関係の歴史的位置附けが問題となる。春秋期の家臣が、その隷属者としての本来的身分②よりして自分自身の族的基盤をもたず、公・世族の族的秩序に帰属するものであり、其故に家臣の公・世族に対する人的結合関係の性格が、「國人」のそれに対して同質ではありえないであろうことは

当然予想されるところである。しかし、そのことは、恩恵授受を媒介とする私的な人的結合関係が公・世族と家臣との間に於てのみ成立しうるとか、こうした関係の当事者が族的秩序の埒外に在ることが一般であるとかいうことを意味するわけではない。私的な人的結合関係が世族と「國人」一般との間にとりむすばれ、かつ「氏」の存続を正にその動機とする場合③さえあったことを考えるならば、このことは明らかである。

要するに、春秋期の私的な人的結合関係そのものは、当事者の族的秩序を前提としたいわゆる共同体的関係を克服した結果成立する歴史的により新しい関係とは必ずしもいいがたいのである。

第二に、春秋期の公・世族の家臣を戦国期以降のいわゆる家父長制的家産官僚の祖型と評価する一見自明の所説に就いて。既に述べたように家臣が自身の族的秩序を持たぬ故に、公・世族の族的秩序に帰属するものと考えることは妥当である。また、戦国期以降の官僚がある一面に於てこの様な家臣としての性格を有していたことも先人の研究にすでに明らかである。ところが、公・世族に従属する家臣、或いは身分的隷属者自体は、春秋期を通じて、及びおそらくはそれ以前にもすでに存在している。この点を考えるならば、春秋期の家臣を戦國期以降の家産制官僚の祖型とする立場は、人的結合関係に関しては春秋・戦國の間に画期を見出すことを困難にしてしまう。

ここで想起すべきは、春秋末期にはじめて現れる家臣の公・世族に対する人的結合の新しい類型である。

(49) いわゆる大臣なる者は、道を以て君に事う。可かれざれば則ち止む。(『論語』先進)

孔子の弟子たる仲由・冉求は魯の世族季氏の家臣となっていた。これは、季氏の一族たる季子然が両人は「大臣」かと問うた際の孔子の返答である。ここで孔子が提示する「大臣」と主君との人的結合は、「大臣」の、主君に対する人格的従属に支えられているわけではない。具体的内容は判然とせぬものの、「道」なる客観的規範が両者を媒介しているのである。「道」を逸脱する場合、「大臣」は退身によって主君との関係を解消する。

戦国期の官僚制に対する従来の分析は、家産官僚制なる社会学上の理念型をその本質として設定し、専らその家産制的

な側面に関心が偏在していたように思われる。春秋期の公・世族と家臣との間に成立する私的な人的結合関係を戦国期に継承されるより新しいものとする立場はここに由来する。

ところが、再三述べたように、家臣の存在や、人格的な媒介に依存する人的結合関係自体は、春秋・戦国を画するごとき新しいものではない。家臣のあり方に関する類型としては、むしろ、(49)の如き人格的な媒介を排除したものがより新しいのである。かく考えると、戦国期以降の君主と官僚との関係から延いては官僚制の性格規定に関して、従来とは今少し異なった視点からの考察が要請されるように思われる。

① その具体的過程に就いての検討は別稿に譲りたい。『史記』趙世家に「〔前四二三〕獻侯少即位、治中牟、襄子弟桓子、逐獻侯、自立於代、一年卒、國人曰、桓子立非襄子意、乃共殺其子而復迎立獻侯」とある記事に見える「國人」は春秋期のそれと形態的には選ぶところがない。「國人」解体の問題は戦国前・中期に対する理解が要請されるわけだが、現時点の筆者にその能力はない。

② 家臣が身分的には隷属者であったことは、「臣」・「隷」等と称されることや、亡命者――春秋期に於ては全くの無権利者であった――より採用される事例の頻見からとりあえず諒解されよう。

③ 前章では特に言及しなかったが、晉語九「董叔将娶於范氏、叔向曰、范氏富、盍已乎、曰、欲為聚援焉、」など或る「氏」がより有力な「氏」との婚姻を契機に私的な人的結合関係をとりむすび、自己の「氏」の存続をはかる事例は『左伝』等に頻見する。

④ 増淵龍夫(a)

引用文献目録

宇都木章　「興人考」『三上次男博士頌寿記念東洋史考古学論集』朋友書店、一九七九

木村英一　『孔子と論語』創文社、一九七一

新城新蔵　(a)「歳星の記事によりて左伝國語の製作年代と干支紀年法の発達とを論ず」『芸文』九―一一、一二、一九一八
　　(b)「再び左伝國語の製作年代を論ず　附　公羊穀梁両伝の年代に就て」『芸文』二一―八、一九二〇

増淵龍夫　(a)『中國古代の社会と国家――秦漢帝国成立過程の社会史的研究――』弘文堂、一九六〇
　　(b)「春秋戦国時代の社会と国家」『岩波講座世界歴史』四　岩波書店、一九七〇

(C)「春秋時代の貴族と農民――初めて畝に税すの解釈をめぐって――」『一橋論叢』七二―一、一九七四
松本光雄　「中国古代の邑と民・人との関係」『山梨大学学芸学部研究報告』三、一九五二
楊寛　(a)「試論西周春秋間的郷遂制度和社会結構」『古史新探』中華書局、一九六五
(b)「〃大蒐礼〃新探」同書
吉本道雅　(a)「春秋戦書考」『東洋史研究』四三―四　一九八五
(b)「晉國出土戦書考」『古史春秋』二　一九八五
(c)「蔵品より　虢叔旅鐘」『泉屋博古館紀要』三　一九八六
渡辺信一郎　「古代中国における小農民経営の形成――古代国家形成論の前進のために――」『歴史評論』三四四、一九七八

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程
）

The *Guoren* 國人 in the *Spring and Autumn* 春秋 Period

by

Michimasa Yoshimoto

Generally scholars have explained the Chinese society in the *Spring and Autumn* period, focussing the relationship of the *shizu* 世族 with the *guoren* and its change. But the author of this article thinks that they can't grasp substance of the *guoren* and character of its personal relationship with the *shizu* properly. This defect was caused by their discussion without regard for purpose of each description of the *Zuochuan* 左伝 and by uncritical use of other historical sources which never have the same quality as the *Zuochuan.*

In this article, using only the *Zuochuan* and other historical sources assured either to have the same quality or to be contemporary with it, the author tries to clarify the following subjects on the *guoren.*

1. The *guoren* as status.
2. Military role and economic base.
3. Personal relationship with the *shizu.*

Reconsideration of Theories on the *Sangi* 参議

——Process of Establishment of the Aristocratic Council Organization——

by

Sadako Takinami

The system of the Sangi was framed in May of the second year of *Taiho* 大宝. It was generally considered that this system was composed of the clans which were excluded from the *Ritsuryo-Dajokan* 律令太政官 regime. This interpretation is a kind of the clan balance theory which bases upon the viewpoint that the *Dajokan* 太政官 system was composed of the influential clans. Recently, suspecting it, some scholars proposed